

沖縄市 BI ツール構築業務委託に係る
標準型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は「沖縄市 BI ツール構築業務」を事業者へ委託するにあたり企画提案を広く募集し、最も適切な者を本業務の受託者として選定するために必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の概要

- (1) 名称：沖縄市 BI ツール構築業務委託
- (2) 選定方法：企画提案方式（プロポーザル）、その他提出書類に基づく審査
- (3) 委託期間：契約締結日の翌日から令和 7 年 3 月 31 日までを予定
- (4) 企画提案を求める業務内容：概要仕様書を参照
- (5) 企画提案を求めるテーマ：企画提案書等作成要領を参照

3 提案限度額

- (1) BI ツール構築業務：11,433,000 円 以内
- (2) BI ツールライセンス使用料：903,000 円 以内
- (3) BI ツール用ハードウェア及びソフトウェア：3,330,000 円 以内
 - 上記金額は、消費税及び地方消費税相当額を含めた金額である。
 - 予算の上限額であり、必ずしも契約金額と同額ではない。
 - プロポーザル選定結果に基づき、契約候補者を選定する。
 - 市は契約候補者と協議し、企画提案内容を反映した仕様書を調整のうえ、予算額を上限として契約を締結するものとする。

4 担当課

沖縄市役所企画部 DX 戰略室 DX 推進課 担当：有銘、兼次

〒904-8501 沖縄県沖縄市仲宗根町 26 番 1 号（沖縄市役所地下 2 階）

電話番号：098-939-1212（内線：2325）

電子メール：digitalta28@city.okinawa.lg.jp

5 参加資格

以下に掲げる事項を全て満たす者。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体は、事業委託の対象者とはしない。

(1) 公募に必要な参加資格は、以下のとおりとする。

- ① 日本国において登記された法人であること。複数法人による共同企業体（以下「コンソーシアム」とする）での提案も可とする。
- ② 行政及び地域との連携、協働活動実績があること。
※コンソーシアムの場合、構成員の 1 者以上で実績を有していれば可とする。
- ③ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に基づく入札参加資格制限に基づく資格制限を受

けていないこと。

- ④ 受付期間中において、市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑤ 国税・県民税・市税について未納のこと。
- ⑥ 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続等を行っていないこと。

(2) 公的な資格や認証等の取得は、以下のとおりとする。

- ① 応募者は、品質マネジメントシステムに係る以下のいずれかの条件を満たすこと。
 - ▶ 品質マネジメントシステムの規格である「JIS Q 9001」又は「ISO9001」（登録活動範囲が情報処理に関するものであること。）の認定を、業務を遂行する組織が有しているか、又は同等の認定を受けていること。
- ② 応募者は、情報セキュリティに係る以下のいずれかの条件を満たすこと。
 - ▶ 情報セキュリティ実施基準である「JIS Q 27001」、「ISO/IEC27001」又は「ISMS」の認証を有しているか、又は同等の認定を受けていること。
 - ▶ 財団法人日本情報処理開発協会のプライバシーマーク制度の認定を受けているか、又は同等の個人情報保護のマネジメントシステムを確立していること。
 - ▶ 個人情報を扱うシステムのセキュリティ体制が適切であることを第三者機関に認定された事業者であること。

(3) 受注実績等

- ① オンプレミスでのTableau構築実績を有しているか、又は同等の業務実績があること。
- ② Tableauライセンスの調達実績を有し、契約の相手方となれること。
- ③ TableauのトレーニングおよびQAサポートの実績を有しているか、又は同等の業務実績があること。

6 参加表明書および企画提案書等の作成および提出方法等

(参考) 本プロポーザルの実施スケジュール

実施内容	実施期間
質問受付	令和6年4月26日(金)
質問回答	令和6年5月2日(木)
参加表明書の受付期限	令和6年5月10日(金)
企画提案書の受付期限	令和6年5月10日(金)
一次審査の結果通知	令和6年5月13日(月)
プレゼンテーション	令和6年5月16日(木)※予定
審査結果の通知	令和6年5月下旬※予定
契約締結	令和6年5月下旬※予定

(1) 提出書類

① 参加表明書等

提出書類	様式等	提出部数
参加表明書	様式-1	1部
履歴事項全部証	・法人の場合「登記簿謄本」	1部

明書等	<ul style="list-style-type: none"> ・商号登記のある個人事業主の場合：商号登記簿謄本 ・商号登記のない個人事業主の場合：開業届の控えまたは身分証明書 	
納税証明書（滞納のない証明書）	<ul style="list-style-type: none"> ○法人の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村民税：滞納のない証明書（所在する市町村） ・県民税：納税証明書 ・国税：納税証明書（その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用） ○個人事業主の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村税：滞納のない証明書（所在する市町村） ・国税：納税証明書「所得税」「消費税及び地方消費税」 	各1部
財務諸表	直近1年分	1部

- ※ 共同企業体の場合は全ての参加企業が提出すること。
- ※ 沖縄市内に支店・営業所等がある場合は法人市民税等の滞納のない証明書（沖縄市役所納税課にて発行）も併せて提出すること。
- ※ 「沖縄市物品単価表及び登録事業者名簿」又は「沖縄市公募参加資格者登録者名簿」に登録された者は、「履歴事項証明書等」「滞納のない証明書」「財務諸表」については提出しなくてもよい。

② 提出方法

(ア) 提出期間

令和6年4月15日（月）～令和6年5月10日（金）17:00まで

(イ) 提出先

本要領4に掲げる担当課

(ウ) 提出方法

・紙媒体の場合

➢ 持参又は郵送（いずれの方法でも提出期限必着とする。）

・電子媒体の場合

➢ E-mail：digitalta28@city.okinawa.lg.jp（1回で送信できる容量は7MB以内）

➢ 申請フォーム：<https://logoform.jp/form/7EYC/528561>（1回で送信できる容量は10MB以内）

② 企画提案書等

提出物	様式等	提出部数等
企画提案書	様式-2（企画提案書表紙）	正本1部 副本4部
	様式-3（会社の概要、経営規模等）	
	様式-4（会社の業務実績）	
	様式-5（業務実施体制）	
	様式-6（主任担当者及び担当者の経歴等）	
	様式-7（業務の実施方針）	
	様式-8（テーマ別企画提案）	
	様式-9（参考見積書）	

	※様式とは別に内訳見積書を添付すること（様式任意） ※見積書は①BIツール構築業務、②BIツールライセンス使用料、 ③BIツール用ハードウェア及びソフトウェアにそれぞれ分けて 提出すること。 参考資料 提出企業パンフレット（提出は任意）	
上記の電子 データ	上記企画提案書（様式2～9）データファイル	1部

② 提出方法

(ア) 提出期間

令和6年4月15日（月）～令和6年5月10日（金）17：00まで

(イ) 提出先

本要領4に掲げる担当課

(ウ) 提出方法

・紙媒体の場合

➢持参又は郵送（いずれの方法でも提出期限必着とする。）

・電子媒体の場合

➢E-mail：digitalta28@city.okinawa.lg.jp（1回で送信できる容量は7MB以内）

➢申請フォーム：<https://logoform.jp/form/7EYC/528561>（1回で送信できる容量は10MB以内）

➢CD-ROM：持参又は郵送（いずれの方法でも提出期限必着とする。）

(エ) 提出方法

追加資料等の提出を求めることがある。

7 本件に関する質問及びそれに対する回答の方法等

(1) 質問の内容

企画提案に関する質問は、参加表明書、企画提案書の作成及び提出に必要な事項並びに業務実施に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問並びに提案内容に係る質問は一切受け付けない。

(2) 質問及び回答の方法

① 様式

様式-10（質問書）

② 提出先

本要領4に掲げる担当課

③ 提出方法

持参、送付、要領6の申請フォーム又は電子メール

※いずれの方法でも受付期間内必着とする。

※電話での質問は受け付けない。

④ 受付期間

令和6年4月15日（月）～令和6年4月26日（金）17：00まで

⑤ 質問に対する回答の方法

質問に対する回答は、参加表明書を提出した全ての者に対して令和6年5月2日（木）17：

00までに電子メールにて行う。ただし、質問が無かった場合は回答を行わない。

8 選定方法

(1) 選定方法

提出書類及びプレゼンテーションに基づき、「沖縄市 BI ツール構築業務に係るプロポーザル評価委員会」（以下「評価委員会」という）において下記のとおり審査を行う。なお、審査は非公開とする。

また、最優秀者の合計点数が総合計の 60 パーセントに満たない場合は、委託候補者に選定しないことができる。

① 一次審査

沖縄市 BI ツール構築業務委託に係る標準型プロポーザル審査基準に基づき書類評価を行い、上位 3 者程度（以下「二次評価対象者」という。）を選定し、一次審査結果通知書により通知するものとする。

② 二次審査（プレゼンテーション）

開催日：令和 6 年 5 月 16 日（木）※予定

場 所：沖縄市役所 7 階 教育委員会会議室（沖縄市仲宗根町 26 番 1 号）

- 個別の実施時間等については、公募受付期間終了後に申請者へ別途通知する。
- 提案説明時間は 1 団体 15 分以内とし、20 分程度の質疑応答を行う。
- プrezentation の説明者は主任担当者とする。なお、担当者は 2 名まで同席することができる。（計 3 名）
- 説明については、提出書類の企画提案書の順番に沿って簡潔に行うこと。
- 追加資料の配布は禁止とする（市から提出を求められた資料等については、この限りではない）。提出された企画提案書等と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。

(2) 評価項目

評価は、次表に掲げる項目とする。

① 一次審査

評価項目	評価基準
1. 企業信頼度	・業務受託者としての適格性及び経営規模の妥当性
2. 地理的条件	・沖縄市内に本社もしくは営業所等があるか。
3. 業務実績	・本業務に関する知識・ノウハウを有しているか。 ・これまでに同様の事業実績を有しているか。
4. 実施体制	・適切な業務を提供できる実施体制を有しているか。 ・再委託等を要せず事業を実施できるか。
5. 担当者の能力	・担当者の業務実績等、本業務を適切に遂行する能力を有しているか。

② 二次審査

評価項目	評価基準
------	------

6. 実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の趣旨及び目的を的確に理解し、これに基づく提案となっているか。 ・各工程の目標が明確であり、達成が十分に見込めるか。 ・妥当な事業実施スケジュールとなっているか。
7. テーマ別企画提案	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の目的に沿った効果的な内容か。 ・実施手法が的確で実現性の高い内容となっているか。 ・関係機関と連携した取り組みが可能か。 ・効果的かつ実現性の高い提案となっているか。
8. プrezentation	<ul style="list-style-type: none"> ・プレゼンテーションが論理的で説得力があるか。 ・担当者としての基本的な技術力を有しているか。 ・企画提案書の内容を十分に理解しているか。 ・質疑への応答は適切であるか。
9. 自由提案	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務を遂行する上で、予算の範囲内でより良い提案があり、その内容は効果的か。

(3) 審査の留意事項

一次審査過程において、第3位となる得点が二者以上あった場合、「3. 業務実績」がより高い評価を受けた提案者を一次審査通過者とする。上記手順においても、なお同点の提案者が存在する場合は、同様の手順で、以降「2. 地理的条件」、「4. 実施体制」、「5. 担当者の能力」、「1. 企業信頼度」の順でより高い評価を受けた提案者を一次審査の通過者とする。

二次審査過程において、最優秀者が2者以上あった場合、「7. テーマ別企画提案」がより高い評価を受けた提案者を最優秀者とする。上記においても、最優秀者が決定しない場合は、評価委員の多数決により最優秀者を決定するものとし、それでも決定しない場合は、評価委員長が決定した者を最優秀者とする。

(4) 審査結果の通知

審査結果については、文書にて通知する。但し、審査結果に対しての質問及び異議申し立て等は一切受け付けない。

9 業務委託契約に関する事項

(1) 見積書を徴する相手先としての特定

沖縄市は、評価委員会が選定した最優秀者を本契約に係る随意契約の見積書徴取の相手先として特定するとともに、詳細内容の協議を実施するものとする。ただし、下記のいずれかに該当し、最優秀者から見積徴取及び委託契約が締結できない場合には、次点者を見積書徴取の相手先として再特定することがある。

- ① 最優秀者が、地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項に規定する者に該当することとなったとき。
- ② 最優秀者が、沖縄市から指名停止を受けることとなったとき。
- ③ 最優秀者の見積徴取の結果、契約締結ができなかったとき。
- ④ 最優秀者が本契約の締結を辞退したとき。
- ⑤ その他の理由により最優秀者と委託契約の締結が不可能となったとき。

(2) 委託契約金額

委託契約金額は、沖縄市の定める本契約に係る予定価格の範囲内とする。

(3) 委託内容等

本契約は、契約書に定めるもののほか、沖縄市契約規則等によるものとする。

10 留意事項

- (1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨とする。
- (2) 効果的に事業を実施するため、事業内容（実施体制・経費等）について、本市と受託事業者において協議し、修正する場合がある。
- (3) 委託先の選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (4) 委託先の選定にあたっては、提案された内容等を総合評価し決定する。このため、事業を実施するにあたっては、沖縄市と協議して進めていくものとする。したがって、提案された内容を全て実施することを保証するものではない。
- (5) 検討すべき事項が生じた場合は、沖縄市と受託者とで別途協議する。
- (6) 企画提案等の作成に要する経費は各負担とし、提出書類は返却しない。

11 失格条項

次のいずれかに該当した場合は、失格となる場合がある。

- (1) 提出期限に間に合わなかった場合。
- (2) 参加資格を満たしていない場合。または参加表明書の添付書類等で参加資格要件を満たしていることについて客観的な確認ができない場合。
- (3) 提出書類に虚偽または、不備があった場合。
- (4) 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合。
- (5) 本要領「8 選定方法」で定める二次審査に参加しなかった場合。
- (6) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合。
- (7) その他法令違反等があり、不適当と認められた場合。

12 公正な公募の確保

- (1) 応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 応募者は、競争を制限する目的で他の応募者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成すること。
- (3) 応募者は、委託予定事業者の選定前に、他の応募者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- (4) 応募者が談合し、又は不穏な行動をなす場合など、企画提案公募を公正に執行することができないと認められるときは、当該応募者を参加させず、又は公募の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

以上